

適格請求書発行事業者の登録申請書

収受印

【1/2】

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) ⊗ (法人の場合のみ公表されます) 本店又は 主たる事務所の 所在地 (電話番号 - -)
		(フリガナ) 納税地 (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は名称 ⊗
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名
		法人番号
_____ 税務署長殿		

この申請書に記載した次の事項 (⊗ 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 1 申請者の氏名又は名称
 - 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
- なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)	
	<input type="checkbox"/>	課税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)
	<input type="checkbox"/>	免税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)
	<input type="checkbox"/>	新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等
	<input type="checkbox"/>	事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。
		課税期間の初日 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	上記以外の課税事業者
	<input type="checkbox"/>	上記以外の免税事業者

税理士署名	(電話番号 - -)
-------	-------------

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	
	登録番号	T				

- 注意
- 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

氏名又は名称

免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。 <input type="checkbox"/> 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	
	個人番号	
	事業内容等 生年月日（個人）又は設立年月日（法人） 1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日 法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円	
	事業内容 登録希望日 令和 年 月 日	
登 録 要 件 の 確 認	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者	
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合	
	納税管理人の届出をしています。	
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。	
参 考 事 項	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）	
	適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署 税務署	
	死亡年月日	令和 年 月 日
	（フリガナ）	
	納税地	（〒 - ）
氏名		
登録番号	T	

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。